



School Life

No.70

令和2年7月9日

第6支部学校事務共同実施

中島小・中島小・大里東小・大里西小・大谷小・久能小・宮竹小・大里中・南中・中島中

ゴールデンウィークの自粛生活の結果、新型コロナウイルスの感染者がだいぶ減り、5月下旬には緊急事態宣言が解除になりました。学校現場はようやく授業が再開し、子どもたちの明るい笑顔が戻りました。この笑顔が増すように、児童生徒の安全・安心な学習生活環境をつくるなど、感染リスクの低減に配慮していきましょう。

コンプライアンス = 「営利企業等従事」「兼職兼業」について =

私たち教職員には「地方公務員法」が適用されます。

1 地方公務員法（営利企業等の従事制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、**営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。**

(1) 営利企業等の従事制限<地方公務員として禁止されている行為>

- ・ 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、その他人事委員会規則で定める地位を兼ねること
- ・ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと
- ・ 報酬を得て事業又は事務に従事すること

(2) 営利企業等従事の許可

教職員から営利企業等従事の申出があり、次のいずれにも該当しないと判断された場合、市町教育委員会は、それを許可することができる

- ・ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- ・ 職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある
- ・ 全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる

2 教育公務員特例法（兼職及び他の事業等の従事）

第17条 教育公務員は、**教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。**

○兼職及び他の事業等の従事（兼職・兼業）<兼職・兼業の許可>

教育公務員（教育職員）から教育に関する他の職を兼ねたり教育に関する他の事業・事務に従事したりすることについての申出があり、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと判断された場合、任命権者（市町教育委員会）は、それを許可することができる。

【重要】 営利企業等への従事及び兼職兼業をお考えの場合は、自らその可否を判断するのではなく、必ず管理職に相談するようにしてください。

- 例えば…
- ・ 外郭団体が主催する補助教材の作成等に携わる場合
 - ・ 報酬を得て、野球やサッカー等の審判を務める場合
 - ・ 一般企業等が主催する英語検定や漢字検定等の監督を務める場合
 - ・ 大学の講義等を行う場合 など

健康増進助成の実施

= 静岡県教職員互助組合より =
(¥5,000 相当の健康増進に係る物資等を助成)

組合員の積極的な健康増進、疾病予防及び疾病の早期治療の推進を図ります。

【対象者】 4月1日現在互助組合員で、年度内に対象年齢（満年齢）に達するもの
※対象年齢…30歳・35歳・40歳・45歳・55歳

【申込期間】 令和2年7月1日から令和2年9月30日まで

【申込方法】 互助組合ホームページの「健康増進助成」サイトより申込期間内に申込みをしてください。
なお、書面により所属を通して申し込むことも可能です。



子育て世帯への臨時特別給付金

＝新型コロナウイルス感染症緊急経済対策＝

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)が支給されます。

【対象者】令和2年4月分の児童手当の受給者

【対象児童】対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば4月から新高校1年生となっている場合等も対象となる。

【支給額】対象児童1人につき 10,000 円



令和2年度ライフプラン講習会

＝退職直前型＝

生涯生活設計の支援を目的としたライフプラン講習会が開催されます。ただし、例年実施していた「退職準備型」(満 55 歳対象)と「生活充実型」(満 45 歳対象)について今年度は実施されません。

【対象者】令和2年4月1日現在、満 59 歳の公立学校共済組合及びその配偶者等

※昭和 35 年4月2日～昭和 36 年4月1日生

【開催日時】①令和2年8月5日(水)14:00～15:50 ②令和2年 11 月下旬予定 13:30～16:30

※今年度は2日に分けて半日開催となり、対象者は両日参加が必要です。なお、この講習会のサービスは出張扱いとなります。

【会場】静岡市教育センター

夏休みの休暇制度に向けて

夏季休暇(5日) ※年次有給休暇等管理簿へ記載する

夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進等を図る。

(期間と単位) 7月から9月までの5日以内で **1日単位での取得**

各種健康診断のサービス

- 生活習慣病健診・指定年齢健診・婦人科健診…**公務扱い「出張」**
- 人間ドック・脳ドック・免許状更新講習…**「職務に専念する義務の免除」**
- 再検査等の二次健診・健診日とは別の日に受診結果の説明を受ける場合・1泊2日以上の場合…**「年次有給休暇」**

夏季計画的年休(目標として3日) ※年次有給休暇等管理簿へ記載する

新たな休暇の付与はありませんが、年次有給休暇の趣旨を生かし、可能な限り計画的に活用する。

※休暇申請期間の**余白に「夏季」と記載**

両立支援休暇(2日) ※年次有給休暇等管理簿へ記載する

仕事と生活の調和を図る。

- 学校行事**(授業参観・運動会・親子遠足・入学式・卒業式・進路説明会・家庭訪問など)
※大学・短大、専門学校、各種学校は含まれない。
- 永年勤続**(勤続 10 年、20 年又は 30 年に達する日の属する年度)
- 知識、教養活動**(各種研修会への参加・職務、市施策に関連のある研修会・研究会等への参加・職務、市施策に関連のある文化教養活動への参加・文化教養施設(図書館や美術館など)の利用)
- 市民活動**(NPO・自治会・町内会・消防団・PTA・ボランティア)

令和2年度静岡市中学校総合体育大会(7/23～7/26)の業務に従事する教職員の服務

<02 静教教職第 1086 号 令和2年6月10日付>

下記の代休日の指定及び週休日の振替については、**本大会において教職員が生徒を引率する業務に限り認められる**ものです。

- 1 休日開催の場合<7/23(木)海の日・7/24(金)スポーツの日>
休日の勤務時間の全部について従事する場合は、代休日の指定対象とすることができる。
- 2 週休日開催の場合<7/25(土)・7/26(日)>
週休日に従事する場合は、週休日の振替対象とすることができる。

※上記以外の日程で市中体連が主催する大会に準じるもの

・陸上競技 7/11.12 ・新体操 7/25.26 ・ハンドボール 8/1 ・水泳 8/1.2